

2011年3月8日

岐阜県中小企業団体中央会
会長 辻 正 様

日本労働組合総連合会
岐阜県連合会(連合岐阜)
会長 三尾 禎 一



男女平等社会の実現に向けての要請

平素は連合岐阜の諸活動に対し、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「3.8国際女性デー」の行動については、1996年の連合結成当時から、男女平等な労働条件確立の記念すべき行動日と位置付け、全国一斉に運動を展開しています。

連合岐阜においても、男女が安心して働き続けながら能力を十分に発揮できる男女平等社会の実現に向けて活動を続けています。

ポジティブアクション(積極的男女平等促進政策)に前向きに取り組む企業は、働きやすい企業、男女に関わりなく公正に評価される企業として認知され、企業イメージも向上し、その結果、幅広い高質の労働力を確保することに繋がります。

ついでには全ての労働者が性別を理由とした差別をされることなく、充実した職業生活がおくれる環境整備と、男女の賃金格差是正に向けて更なるご尽力をお願いするとともに下記のとおり要請いたします。

記

1. 次世代育成支援対策推進法への対応

「次世代育成支援対策推進法」では、事業主は従業員の仕事と子育ての両立についての行動計画(一般事業主行動計画)を策定・公表・従業員への周知が定められております。

計画策定企業に対しては、計画実施の結果が一定の要件(取得基準)を満たす場合に、都道府県の労働局長から認定を受けることができ、認定マークの「くるみん」を商品や広告に使用することができます。いわば、「くるみん」は子育て支援に積極的に取り組む企業の目印となりました。

しかしながら、岐阜県において認定企業数が平成23年1月末で20社とわずか12%の認定率となっております。

つきましては、認定企業を増やす取組みとして、未届けの事業主に対してあらゆる場での働きかけと、積極的なPRを要請いたします。

【岐阜県の状況】

従業員数	企業数	届出数	届出率	認定数	認定率
301人以上	172	165	95.9%	20	12%
101~300人	541	157	29.0%	—	—

2. 男女間の賃金格差の是正について

賃金についての男女差別は労働基準法違反ですが、一般労働者の男性の平均賃金水準を100としたときに、女性は、平成22年で69.8(平成21は67.8)とその格差は依然として大きいものがあります。

その賃金格差の要因として、平均勤続年数や管理職比率の違い、昇進にあたって転勤経験を要件とするなど家庭的責任を持つ労働者にとって困難な働き方を前提とした制度や、男性にのみ、もしくは世帯主要件により結果として、男性のみに住宅手当、家族(妻)手当を支給する等が上げられます。

つきましては、賃金・人事制度、特に、生活関連手当の支給基準が男女で公正・公平なものになっているか、就業規則の点検と見直しに取り組んでいただくことを要請いたします。